

3 災害補償制度の適用関係

基金は、地方公務員のうち常勤の職員及び非常勤の職員に準ずる非常勤の職員（常勤的非常勤職員）の災害に対して補償を行います。

常勤的非常勤職員とは、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が、18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされている職員をいいます。

その他の非常勤職員については、法に基づく条例、労働者災害補償保険法、船員保険法等の法令に基づき、国又は地方公共団体が補償の実施にあたることになっています。

これらの関係をまとめると次表のとおりです。

常勤・非常勤の別	職	対象者	適用法令等	補償実施機関
常勤 〔常勤的非常勤職員・再任用短時間勤務職員を含む〕	一般職 特別職	全職員	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤 (上記以外の者)	一般職	(1) 臨時職員等（他の法令の適用を受けない者）	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2) 臨時職員等（水道、交通、清掃等労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者）	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3) 船員	船員保険法	国 (厚生労働省所管)
	特別職	(1) 議員、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員、民生委員、母子相談員、婦人相談員等（他の法令の適用を受けない者）	地方公務員災害補償法に基づく当該地方公共団体の条例	地方公共団体
		(2) 嘱託等（労働者災害補償保険法第3条適用事業に雇用される者）	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(3) 失対事業の労働者等	労働者災害補償保険法	国 (厚生労働省所管)
		(4) 消防団員及び水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体
		(5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体